

令和 6 年 8 月 16 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

彦根市長 和田 裕行

市町村名 (市町村コード)	彦根市 (25202)
地域名 (地域内農業集落名)	葛籠町 (葛籠町、西葛籠町、川瀬馬場町、法士町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域には、農業機械を共同利用する組織があり、コスト縮減にむけて水田の耕起作業を行っているが、年々耕作者の離農が相次ぎ、各農家において農業継承ができない状況が続いている。

また、農事組合法人が組織され、米、麦、大豆の作付を行い、農地維持管理の体制が構築されているが、国の補助金が無ければ継続運営はできない状況にある。

農業者年齢構成は、50代から70歳代となっているが、農事組合法人は70歳以上で運営されており、組織も高齢化で農業就労者の確保に苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、ブロックローテーション（三分割）による、転作を実施ながら麦・大豆の作付を行なってる。転作面積割合は、近年40%近くを占め、水稻作付は、各耕作者が行っている。

水田の耕起等は、農業組合が主となり、共同作業による耕起が行われて、個々の農業者の経費削減に努めており、共同作業することによって、地域の農業を守ることができていると自負している。

今後は、肥料の高騰対策として、経費削減の強化に取り組む必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

葛籠町（西葛籠町、川瀬馬場町、法士町の一部を含む）における農業振興地域内農用地の水田（青地の水田）を葛籠町地域計画のエリアとする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
貸借を希望する農地について、認定農業者の耕作地が集積・集約化が図れる方向で協議する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地について、目標地図に基づいた農地中間管理機構による貸借を原則とする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域計画により、区画整備を行うことで、作業効率が上がり、コスト削減に繋がる。作業負担も低減される為、大区画化を検討していかなければならないと思われる。(生産性向上) 圃場整備が行われていない、従前地域があり農業機械の大型化からも一定の区画整備をしていく必要があり、水路の経年劣化も踏まえ、区画整備・水路改修計画を立案しなければならない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業組合への加入を前提に、当地域の生産方法(三分割転作方法)を理解し、地域内の連携ができる者の新規参入は考えられる。一定の水田の貸付は可能であるが、共同作業などの参加が必須となる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									